

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)
地域名 (地域内農業集落名)	宇波地区 ( 宇波集落 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地アンケート調査によると、地域内の農業者の平均年齢は66.7歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっている。農業従事者の高齢化、担い手不足や労働力不足は見られるものの、当面は農業を継続する意向の担い手が多い。しかし、半数以上は後継者のめどが立っていない。智頭町内でも奥地の集落であり、その特性上、圃場が離れていることや、畦畔が急なことなどにより、草刈りなどの農地管理の負担が大きい。慢性的な赤字経営が続いており、現在は各戸がそれぞれ農業機械を所有しているが、機械の高騰などにより、今後の買い替えや維持は困難であるとの声が挙がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

機械の共同購入や共同作業化など、個人経営から共同運営への転換を図るとともに、赤字経営からの脱却のため、収益性の高い作物への転換を図る。また、冬柴の育成、機械のレンタルやスマート農業の推進による草刈りの省力化を図るとともに、維持管理の難しい農地については、観賞植物等の手のかからない作物への転換も検討する。労働力について、法人化などによる確保、応援体制の整備などについて検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字宇波(宇波集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。



# 宇波地区目標地図

